

小規模多機能型居宅介護クベレ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この運営規程は、有限会社エス・ワイ・シーが設置する小規模多機能ホーム クベレ(以下「事業所」という。)が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員(以下「従業者」という。)が要介護状態(指定介護予防小規模多機能居宅介護にあつては要支援状態)にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者となった利用者が、可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要支援状態となった利用者が可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営むことができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を計り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護又は要支援状態の軽減、若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

4 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。

5 事業の実施にあたっては、利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。

6 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

7 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

8 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。

9 前各号のほか、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18

年厚生労働省令第34号)」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 小規模多機能ホーム クベレ
- （2）所在地 雲仙市千々石町戊182-4

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- （2）介護支援専門員 1名（常勤兼務）

介護支援専門員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「小規模多機能型居宅介護計画」という。）の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほかの関係機関との連絡、調整等を行う。

- （3）介護従業者

介護従業者は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者に対し、必要な介護及び日常生活上の世話、支援を行う。

- ① 看護職員 2名（常勤1名）
- ② 介護職員 14名（常勤11名 非常勤3名 兼務含む）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- （1）営業日 年中無休
- （2）営業時間

- ①通いサービス 基本時間 9時から17時まで
- ②宿泊サービス 基本時間 17時から9時まで
- ③訪問サービス 24時間

（利用定員）

第6条 事業所の登録定員は29人とする。

- 2 1日の通いサービスの利用定員は18人とする。
- 3 1日の宿泊サービスの利用定員は9人とする。

(指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容)

第7条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容は次のとおりとする。

(1) 小規模多機能型居宅介護計画の作成

(2) 通いサービス及び宿泊サービス

事業所において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。

①日常生活の援助

②健康チェック

③機能訓練

④食事支援

⑤入浴支援

⑥排泄支援

⑦送迎支援

(3) 訪問サービス

利用者の居宅を訪問し、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話、支援を提供する。

①排泄の介助、食事の介助、清拭・体位変換等の身体の介護

②調理、居室の掃除、生活必需品の買い物等の生活の援助

③訪問、電話等による安否確認

(4) 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第8条 介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を個別に作成する。

2 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に務める。

3 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得て交付する。

4 小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。

5 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

6 小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。

7 小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行う

とともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

(指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用料)

第9条 事業所が提供する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割または3割の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示の額とする。

2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

(1) 宿泊に要する費用 1日につき 1,000 円

(2) 食事の提供に要する費用 朝食 300 円、昼食 450 円、夕食 450 円

(3) おむつ代 実費

(4) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを行う場合に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

① 事業所から片道 20 キロメートル未満 片道 300 円

② 事業所から片道 20 キロメートル以上 片道 500 円

(5) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行なった場合の費用は次の額とする。

① 事業所から片道 20 キロメートル未満 片道 300 円

② 事業所から片道 20 キロメートル以上 片道 500 円

(6) 前各号に掲げるもののほか、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき、実費を徴収する。

3 前各号の利用等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

4 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けけるものとする。

5 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けけることとする。

6 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、雲仙市南串山町から国見町までとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第11条 利用者及びその家族は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。
- (4) ペット持ち込みは禁止する

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行なっているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医や協力医療機関等に連絡する等の必要な措置を講じる。

2 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

5 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火災・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(身体的拘束等の禁止)

第14条 事業者は、身体的拘束その他利用者の行為を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、あらかじめ利用者の家族に、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等

の説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。

- 3 前項の規定による身体的拘束等を行う場合には、管理者、介護支援専門員、介護従業者等により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(衛生管理等)

第15条 利用者が使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において食中毒及び感染症が発生し又はまん延しないように次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症予防及び蔓延防止の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 感染症の予防及び蔓延のための指針を整備する。

(苦情処理)

第16条 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、必要な措置を講じる。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

- 4 事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の7若しくは法第115条の17の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業者は、提供した指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第17条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに務める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第18条 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(運営推進会議)

第19条 事業者が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 事業者は、運営推進会議の設置、運営等に関する事項について、運営推進会議規則を定める。

(高齢者虐待防止)

第20条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、以下の必要な措置を講ずる。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に務める。
- (2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に務める。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備し、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に務める。
- (4) 虐待等の発見時における、行政および関係機関への通報

(短期利用居宅介護)

第21条 当事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所および指定介護予防支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定小規模多機能型居宅介護事業所および指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所および指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定小規模多機能型居宅介護および指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定小規模多機能型居宅介護および指定介護予防小規模多機能型居宅介護（以下「短期利用居宅介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用居宅介護は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所および指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

(算出式)

当該事業所の宿泊室の数×（当該事業所の登録定員－当該事業所の登録者の数）÷当該事業所登録定員（小数点第1位以下四捨五入）

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員および指定介護予防支援事業所が作成する居宅サービス計画および介護予防サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が小規模多機能型居宅介護計画および介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該小規模多機能型居宅介護計画および介護予防小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(その他運営に関する留意事項)

第22条 事業者は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、その完成の日から5年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社エス・ワイ・シーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待を防止するための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待を防止するための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための従業員に対する定期的な研修を実施する。

(4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備を行う。

(5) その他虐待防止のために必要な措置を行う。

(6) 全5号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

2 事業所はサービス提供中に当該等事業所又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第24条 事業所は感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所のサービス提供を継続するため、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「事業継続計画」という)を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は従業員に対し、事業継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第25条 事業所はすべての介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等介護保険法第8条第2項に規定する法令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く)に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに業務体制の整備に務める。

(2) 事業者は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、

業務の執行体制についても検証、整備する。

(3) 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内

(4) 継続研修 年 2 回

2 事業者は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する記録を整備し、その完成の日から 5 年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社エス・ワイ・シーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。